



平成 27 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ペ ー ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 若 林 弘 之
 (コ ー ド 9 6 2 2 東 証 一 部)
 問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 本 部 長 林 顕
 (電 話 番 号 : 0 3 - 3 6 6 9 - 4 0 0 8)

定款一部変更（取締役の任期変更等）に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条（任期）第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう、変更案第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己株式の取得）及び現行定款第 44 条（中間配当金）を削除し、現行定款第 43 条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものであります。また、これらの条文の新設及び削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 <条文省略>	第 1 条～第 5 条 <現行どおり>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 <条文省略> (自己の株式の取得)	第 6 条 <現行どおり>
<u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	<削 除>
第 8 条～第 19 条 <条文省略>	第 7 条～第 18 条 <現行どおり>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第21条 <条文省略> (任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任者または在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第41条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第42条 <条文省略> <新 設></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 <新 設> <新 設></p> <p>(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第45条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第20条 <現行どおり> (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <削 除></p> <p>第22条～第40条<現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第44条 <現行どおり></p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成27年3月27日

定款変更の効力発生日

平成27年3月27日

以 上